

令和8年第4回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和8年6月26日（金）
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 206～207号室
- 1 開 会 6月26日 午前10時00分
- 1 閉 会 6月26日 午前10時43分
- 1 出席委員 教 育 長 村上 悦郎 君
- 教 育 委 員 木下 勇児 君
- 教 育 委 員 時松 比佐代 君
- 教 育 委 員 石松 愛子 君
- 教 育 委 員 井上 健作 君
- 1 出席職員 事 務 局 長 後藤 栄二 君
- 事 務 局 次 長 中島 こず恵 君
(社会教育係長兼務)
- 文 化 振 興 係 長 山下 弘子 君
- 学 校 教 育 係 長 新家 龍太郎 君

議事の経過（R 8.6.26）

教育長（村上悦郎君）おはようございます。ただいま、出席委員は全委員の5人です。定員数に達しておりますので、令和8年第4回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午前10時00分）

教育長（村上悦郎君）議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

教育委員（全員）はい。

教育長（村上悦郎君）異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」、それでは、資料1をご覧ください。

資料は、小国中学校部活動及び地域クラブの入部状況です。中学校部活動から地域クラブへの地域展開が進められています。一番大きな課題は地域における指導者不足です。できる限り、現在活動している部活動の地域クラブへの移行を考えていますが、これまでの教職員に変わる指導者がいない種目があります。小国町では本年度からホッケー部と陸上部の1年生が地域クラブへ移行しました。どの種目においても、少ない人数で活動が行われています。

資料1裏面をご覧ください。このような体制で、6月20日（土）～23日（月）の阿蘇郡市中体連大会に臨みました。県大会に出場できる種目は、バドミントンが男子団体、女子団体、女子シングルス1人、男子ダブルス2組、女子ダブルス2組とバスケットボール女子です。どの会場でも、一生懸命に走る生徒の姿と一生懸命に応援する保護者の方々の姿が見られました。私からの報告は以上です。

教育長（村上悦郎君）ただ今の報告について、質問あるいはご意見等があればお願いします。なければ、次に移りたいと思います。

日程第4「教育委員会事務局からの報告について」事務局からお願いします。

事務局長（後藤栄二君）事務局から3点報告します。

1点目は、「阿蘇郡市教育委員会連絡協議会指定」の高森町「学力向上推進地域」研究発表会が来週の7月2日（木）午後で開催されますので、よろしくお願いいたします。なお、当日の集合時間・場所は午前10時50分までにおぐに町民センタ

一までお越しいただきますようお願いいたします。

2点目は、資料2をご覧ください。第42回阿蘇郡市人権同和教育研究大会についてです。8月2日（日）の午前中、会場は南小国町をメインに6市町村に分散して行われます。小国町の会場は、おぐに町民センター3階で、就学前部会の分科会が行われる予定です。内容は、開会行事と基調講演がオンデマンド方式で実施され、引き続き分科会が実施されます。暑さ対策のため空調完備の施設で開催をすることで、参加者の人数制限がございます。委員さん方で出席を希望される場合は、担当まで早めに連絡をお願いいたします。

3点目は、教育委員報酬の支払いについて、文書を配布していますのでご確認をお願いいたします。以上です。

教育長（村上悦郎君）ありがとうございました。ただ今の事務局からの報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第5議案第1号「令和8年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君）議案集をご覧ください。

議案第1号 令和8年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について

学校教育法第19条の規定に基づき小国町就学援助規則第5条第1項及び教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、令和8年度小国町就学援助児童生徒の認定（第1回）について、別紙のとおり意見を聴取する。

令和8年6月26日提出。小国町教育長 村上悦郎です。

この認定に係る資料を配布しております。この説明について新家学校教育係長が説明いたします。

学校教育係長（新家龍太郎君）それでは、令和8年度第1回就学援助費に関する議案資料の説明を行わせていただきます。お手元に配布しております、まず右上に1と書いてあるほうの資料「令和8年度第1回就学援助費関係資料」をご準備ください。（審査の前に資料に添って次の内容を説明する。）

- ・ 令和7年度の就学援助児童生徒数及び入学準備金認定児童数
- ・ 令和8年度の就学援助申請児童生徒数（申請58名）
- ・ 就学援助児童生徒数の推移（令和4年度から令和8年度）
- ・ 就学援助規則の説明（審査に関する主な点）
- ・ 収入額・需要額調書の見方（令和8年4月生活保護基準により算定）
- ・ 令和8年度就学援助支給額（変更点は新入学児童生徒学用品費等の金額、入学準備金支給者に対しては差額を支給。小学校給食費無償化による実費負担なし）

続きまして、今度は別紙と書かれた「令和8年度第1回就学援助認定に関する資料」をご準備ください。なお、本資料に関しましては、個人情報になりますので、

会議集合終了後に回収をさせていただきたいと思います。まず、今回の申請に関しましては、新規の方が10名、継続の方が48名、合計41世帯、58名の申請となっております。この表中で皆様にご確認を頂きたいのは、右から2列目の行列になります所得額需要額新基準で、先ほどご説明した基準値を記載しておりますが、要保護、未申告というような記載を入れさせていただいております。要保護は、生活保護法による保護を受けているということを表します。次に、未申告は、所得税の申告を行っていないことを表しております。早速ですが各申請者の説明に移らせていただきますが、時間の都合上、新規申請者及び生活扶助基準値1.2を超える方のみ説明をさせていただきます。

【以下、個別の資料に添って説明を行う。説明内容は個人情報保護のため質疑応答を含めて省略する。】

教育長（村上悦郎君）そのほか、ご意見ございませんか。よろしいですか。

教育委員（全員）はい。

教育長（村上悦郎君）議案第1号について、世帯番号1番・8番・16番・35番・37番の5件を除き、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君）異議なしと認めます。よって議案第1号「令和8年度小国町就学援助児童生徒の認定について」は、世帯番号1番・8番・16番・35番・37番の5件を除き、原案のとおり認定することに決定しました。なお、今回、保留となった世帯番号35番については、所得税の申告受理後に随時、改めて審査をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。

続いて、日程第6「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

教育長（村上悦郎君）なければ、閉会したいと思います。慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、令和8年第4回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午前10時43分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月26日

小国町教育委員会 教 育 長

教 育 委 員

教 育 委 員

教 育 委 員

教 育 委 員

事 務 局 長